（ロ）

（表面）

植物防疫員証
（植物防疫法第五条第一項の規定による証票）

（裏面）

第　　号
年　　月　　日交付

写真

植物防疫員
所属
氏名
生年月日

植物防疫法（抄）

第三条　（略）
２　植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。
３　（略）
第五条　植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。
２　（略）

別記第二号様式中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。
別記第四号様式(イ)中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。
別記第五号様式から第十一号様式までの様式中「㊞」を削る。
別記第十二号様式中「㊞」を削り、備考４を削り、備考５を備考４とする。
別記第十四号様式(イ)及び(ロ)中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。
別記第十五号様式及び別記第十六号様式中「㊞」を削り、備考を削る。
別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「㊞」を削る。